自動車安全管理規程

（平成１８年名古屋市交通局管理規程第３８号）

（目的）

第１条　この規程は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第２２条の２第１項の規定に基づき、本市の自動車運送事業の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第２条　局長、次長、営業本部長、技術本部長、各部長及び各担当部長（以下「局長等」という。）は、安全第一の意識をもって事業活動を行うことのできる体制の整備に努めるとともに、施設、車両及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための事業活動に関する基本的な方針を定めるものとする。

（行動規範）

第３条　輸送の安全に係る職員（局長を含む。）の行動規範は、次のとおりとする。

(1) 一致団結して輸送の安全の確保に努める。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（この規程を含む。以下「関係法令等」という。）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。

(3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。

(4) 職務の実施に当たっては、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いを行う。

(5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な処置をとる。

(6) 情報を漏れなく迅速かつ正確に伝えるとともに、その共有化を図る。

(7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

（輸送の安全に関する目標）

第４条　局長等は、第２条の規定により定める方針に基づき、輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

（輸送の安全に関する計画）

第５条　局長等は、第２条の規定により定める方針に基づき、前条の目標の達成に必要な輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

（局長の責務等）

第６条　局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

２　局長等は、輸送の安全の確保のための予算の確保、体制の構築その他必要な措置を講じるものとする。

３　局長等は、輸送の安全の確保に関し、次条第１項第１号に定める安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。

４　局長等は、輸送の安全の確保のための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うものとする。

（組織体制）

第７条　輸送の安全の確保に関する体制は、別図１のとおりとし、同図に示す安全統括管理者、部長、担当部長、課長、営業所長、統括運行管理者、運行管理者及び整備管理者（以下「管理者等」という。）の職務及び権限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 安全統括管理者　輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

(2) 自動車部長　運行管理及びこれに付帯する業務並びに車両の整備に関する業務について、安全統括管理者を補佐し、管理課長、路線計画課長、自動車施設課長、自動車運転課長、自動車車両課長及び営業所長を指揮監督する。

(3) 管理課長　自動車部長の指揮のもと、経営計画の立案及び運輸現業部門の人事調整に関する事項を統括する。

(4) 路線計画課長　自動車部長の指揮のもと、運行状況の資料収集に関する事項を統括する。

(5) 自動車施設課長　自動車部長の指揮のもと、施設の整備計画及び維持管理に関する事項を統括する。

(6) 自動車運転課長　自動車部長の指揮のもと、運行計画の策定その他運転

業務に関する事項を統括する。

(7) 自動車車両課長　自動車部長の指揮のもと、車両の整備計画に関する事項を統括する。

(8) 営業所長　自動車部長の指揮のもと、所管運転系統の運転に関する事項を統括する。

(9) 統括運行管理者　営業所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する。

(10) 運行管理者　営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する。

(11) 整備管理者　営業所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する。

(12) 総務部長　輸送の安全の確保に必要な防災及び危機管理に関する総括的な業務、要員に関する業務並びに労務管理及び健康管理に関する総括的な業務について安全統括管理者を補佐し、総務課長、人事課長及び労務課長を指揮監督する。

(13) 総務課長　総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な防災及び危機管理に関する総括的な事項を統括する。

(14) 人事課長　総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な要員に関する事項を統括する。

(15) 労務課長　総務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な労務管理及び健康管理に関する総括的な事項を統括する。

(16) 安全監理部長　輸送の安全の確保に必要な企画、監査、調査研究及び研修に関する業務について安全統括管理者を補佐し、安全監理課長及び人材育成課長を指揮監督する。

(17) 安全監理課長　安全監理部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な企画、監査及び調査研究に関する事項を統括する。

(18) 人材育成課長　安全監理部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な研修に関する事項を統括する。

(19) 企画財務部長　輸送の安全の確保に必要な財務に関する業務について安全統括管理者を補佐し、財務課長を指揮監督する。

(20)　財務課長　企画財務部長の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要な財務に関する事項を統括する。

(21)　担当部長（経営改善）　安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を統括する。

(22)　デジタル推進課長　担当部長（経営改善）の指揮のもと、輸送の安全の確保に必要なサイバーセキュリティの確保に関する業務を管理する。

２　管理者等の選任、解任等については、これを職員に周知することにより、輸送の安全の確保に関する体制を明確にするものとする。

３　管理者等は、輸送の安全の確保に関し、相互の連絡を緊密にし、打合せを正確に行うことにより、各々の職務を適切に遂行し、管理しなければならない。

４　安全統括管理者が事故等によりその職務を遂行できない場合は、次条第１項に定める要件を満たす者の中からあらかじめ局長が指名する者が、臨時にその職務を代行する。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第８条　安全統括管理者は、法第２２条の２第２項第４号及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）第４７条の５に定める要件を満たす職員のうち、安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から、局長が選任する。

２　局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する。

(1)　人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。

(2)　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(3)　身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(4)　関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第９条　安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる業務を行う。

(1) 職員に対し、安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令等を遵守させること。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制を確立、維持すること。

(3) 第２条の規定に定める方針に従い、輸送の安全に関する計画を誠実に実施し、目標の達成に努めること。

(4) 輸送の安全に関する情報の報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。

(5) 輸送の安全の確保の状況について、内部監査を行うこと。

(6) 輸送の安全の確保に関し、必要な改善の措置を講じ、必要に応じて局長等に改善に関する意見を述べること。

(7) 職員に対する輸送の安全の確保についての必要な教育及び研修を統括管理すること。

(8) その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

（情報の伝達及び共有）

第１０条　安全統括管理者は、職員間の意思疎通が十分に行われ、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達、共有されるように努めるものとする。

２　職員は、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

（事故の区分）

第１０条の２　事故の区分は、次のとおりとする。

(1) 交通事故　道路上で発生した全ての事故及び事故の可能性があるもの

(2) 構内事故　道路外で発生した全ての事故及び事故の可能性があるもの

（事故、災害等が発生した場合の対応）

第１１条　事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別図２のとおりとする。

２　事故、災害等の発生を知った職員は、前項に定める報告連絡体制に従って、発生時刻、発生場所、発生状況、死傷者の有無及び負傷の程度、物の損壊の有無及びその程度、事故の区分等を速やかに報告しなければならない。

３　安全統括管理者は、第１項の報告連絡体制の周知を図るとともに、事故、

災害等が発生した場合は、当該報告連絡体制が十分に機能し、その後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行うものとする。

４　局長は、自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令第１０４号。以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行うものとする。

（教育及び研修）

第１２条　自動車施設課長、自動車運転課長及び自動車車両課長は、輸送の安全性の向上その他の事項を勘案し、それぞれその所掌に属する業務に関する教育訓練についての計画その他必要な計画を策定する。

２　自動車施設課長及び営業所長は、前項の規定による計画に基づき、必要な教育訓練を実施する。

３　人材育成課長は、輸送の安全性の向上その他の事項を勘案し、研修計画その他の必要な計画を策定する。

４　人材育成課長は、前項の規定による研修計画及び名古屋市交通局職員研修規程（平成７年名古屋市交通局管理規程第５号）に基づき、必要な研修を実施する。

（内部監査の実施）

第１３条　安全統括管理者は、１年に１回以上、適切な時期を定めて、輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

２　前項に定めるほか、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合は、速やかに、輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

（業務の改善）

第１４条　局長等は、前条の規定による内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全に関する業務の改善のために必要な方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

２　重大な事故が悪質な法令違反等により発生したものである場合には、直ちに、前条第２項の規定による内部監査を実施するとともに、その結果を踏まえ、必要な事項について事故発生時よりも高度な輸送の安全のための措置を

講じるものとする。

（情報の公表）

第１５条　局長は、次に掲げる事項について、毎年度公表するものとする。

(1) この規程及び輸送の安全に関する基本的な方針

(2) 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(3) 報告規則第２条に規定する事故に関する統計

(4) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(5) 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

(6) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(7) 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

(8) 安全統括管理者に係る情報

２　局長は、法第２７条第２項（法第４３条第５項において準用する場合を含む。）、法第３１条又は第４０条（法第４３条第５項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を公表するものとする。

（情報の管理）

第１６条　管理者等は、輸送の安全の確保に関する規程（この規定を含む。以下同じ。）その他必要な資料を、必要な部署に備え、適切に保管するものとする。

２　安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関して関係者が開催する会議については、その記録を作成のうえ、適切に保管するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、輸送の安全の確保に関する規程その他の資料の管理及び保存の方法は、名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成１６年名古屋市交通局管理規程第１６号）に定めるところによる。

（受託者との相互協力）

第１７条　局長等は、法第３５条の規定により本市の自動車運送事業の管理を委託した場合は、受託者と連絡を密にし、一体となって輸送の安全の確保に努めるものとする。

附　則　（平成１８年１２月２６日交通局管理規程第３８号）抄

（施行期日）

１　この規程は、平成１８年１２月２８日から施行する。

附　則　（平成１９年３月３０日交通局管理規程第２３号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　（平成２０年３月３１日交通局管理規程第１７号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　（平成２１年３月３１日交通局管理規程第３号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　（平成２２年３月３１日交通局管理規程第２号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則　（平成２３年３月３１日交通局管理規程第１８号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則　（平成２４年３月３０日交通局管理規程第７号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　（平成２５年３月２９日交通局管理規程第７号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成２６年３月３１日交通局管理規程第４号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則　（平成２８年３月３１日交通局管理規程第９号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成２９年３月３１日交通局管理規程第９号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　（平成３０年３月３０日交通局管理規程１１号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（平成３１年３月２９日交通局管理規程第１１号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月３１日交通局管理規程第１３号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和５年３月３１日交通局管理規程第２号）抄

（施行期日）

第１条　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月２８日交通局管理規程第１０号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年３月３１日交通局管理規程第１５号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別図１　輸送の安全の確保に関する体制図（第７条関係）

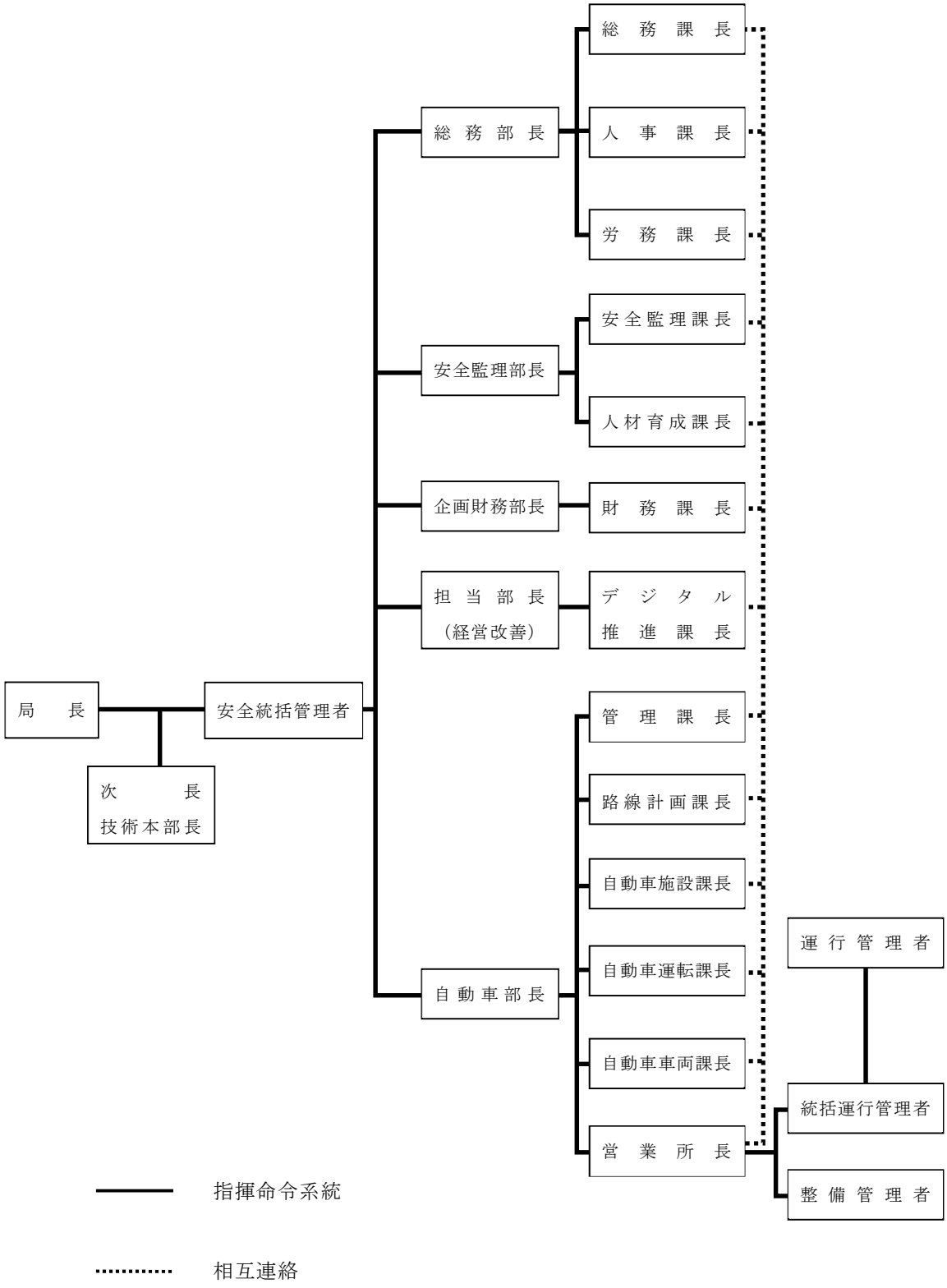

別図２　報告連絡体制図（第１１条関係）

(1) 事故が発生した場合

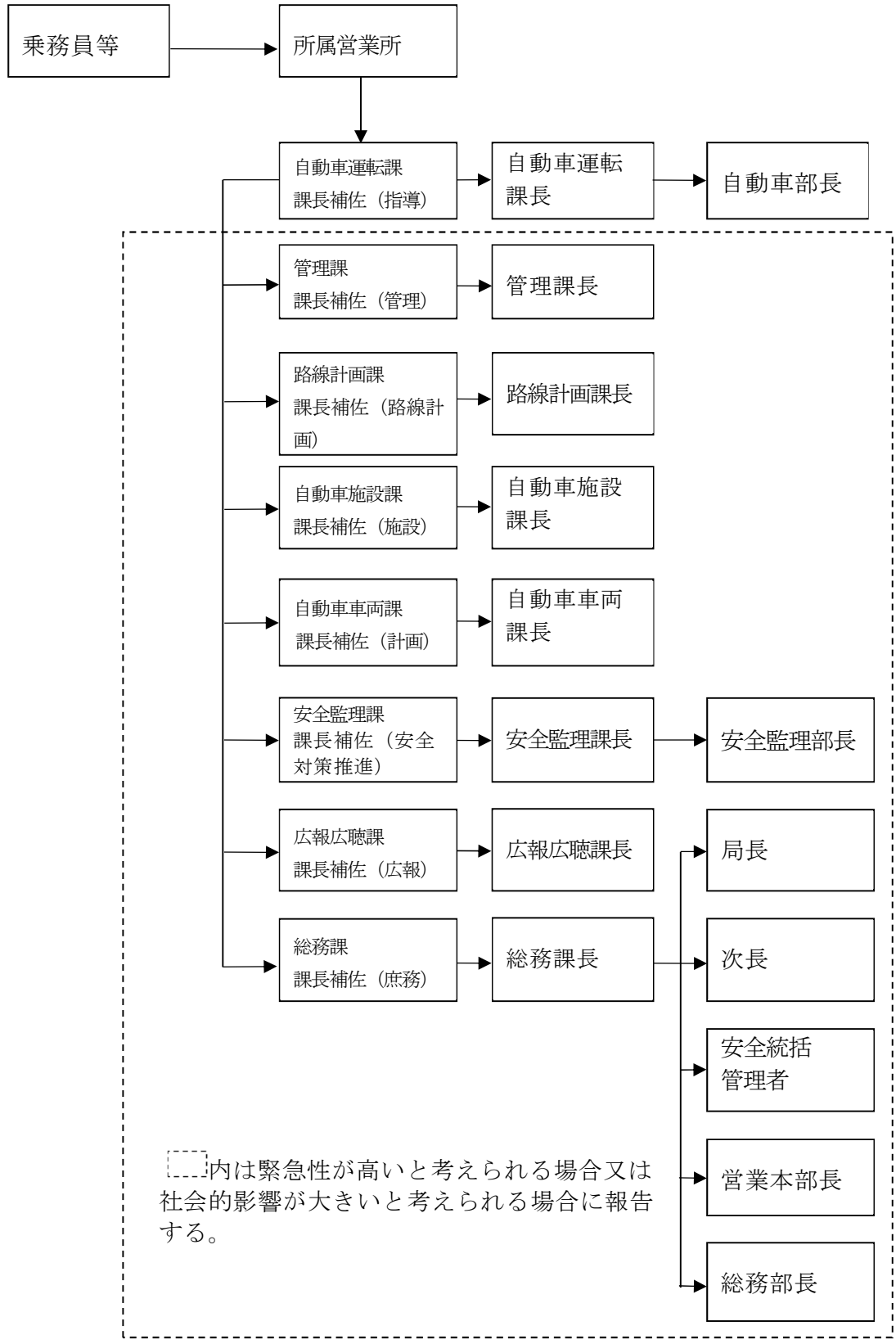

(2) 運行障害が発生した場合

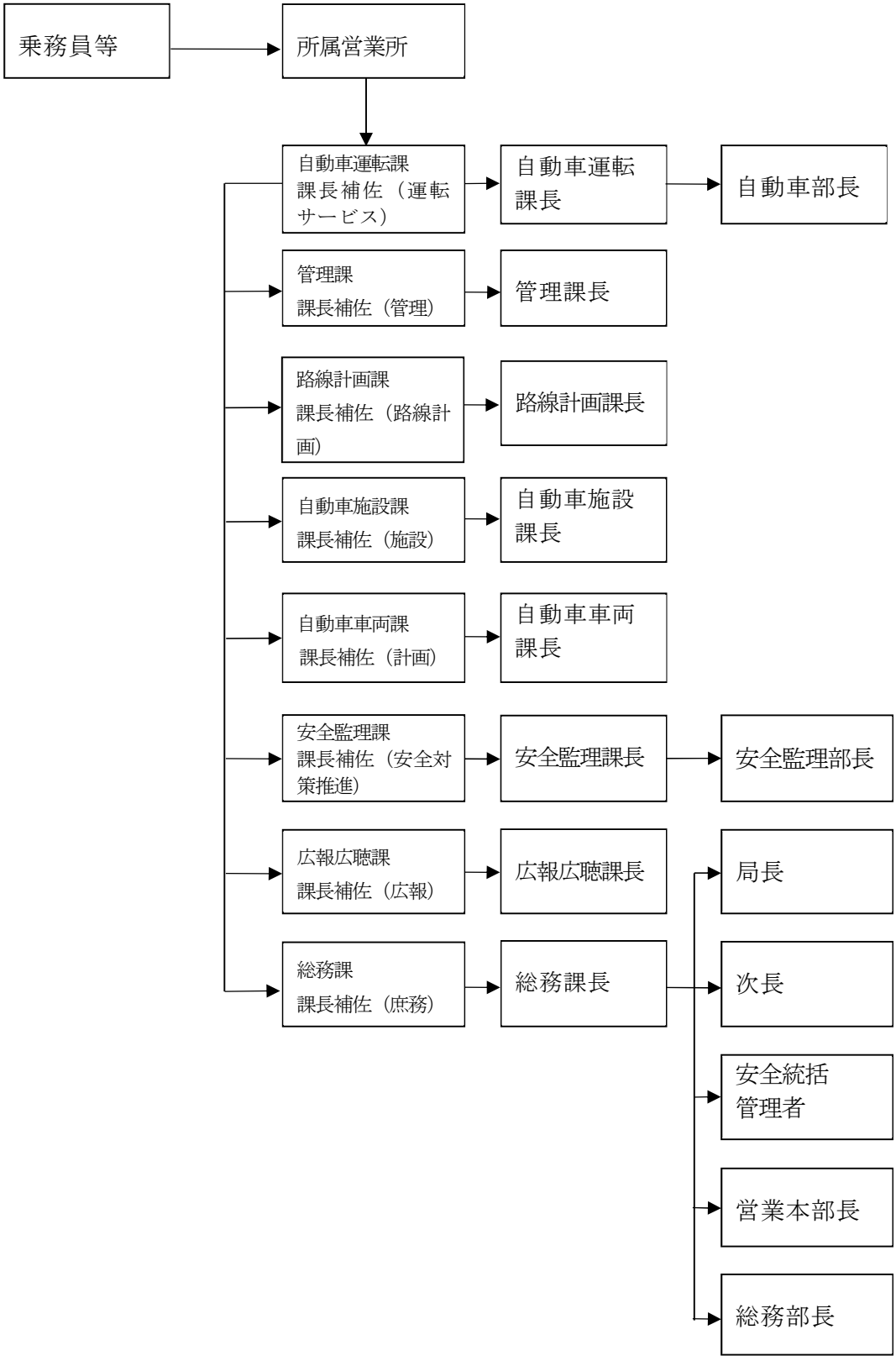

(3) テロ・バスジャック、その他の事件が発生した場合

